

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月13日
【事業年度】	第8期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	SAAFホールディングス株式会社
【英訳名】	SAAF Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番24号
【電話番号】	03-6770-9970 （代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番24号
【電話番号】	03-6770-9970 （代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年6月30日に提出いたしました第8期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(3) 監査の状況

会計監査の状況

d. 監査業務に係る補助者の構成

第7 提出会社の参考情報

2 その他の参考情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(3)【監査の状況】

会計監査の状況

d. 監査業務に係る補助者の構成

(訂正前)

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他3名です。

(訂正後)

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他3名です。

第7【提出会社の参考情報】

2【その他の参考情報】

(訂正前)

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第7期)(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月 日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月 日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

(第8期中)(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月 日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

年 月 日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

(訂正後)

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第7期)(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月27日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月27日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

(第8期中)(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年4月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書

2025年5月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4に基づく臨時報告書

2025年5月15日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく臨時報告書

2025年6月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書

2025年6月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書

2025年9月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく臨時報告書

2025年11月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3に基づく臨時報告書

2025年12月18日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく臨時報告書

2026年2月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく臨時報告書

2026年5月15日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号及び第9号の2に基づく臨時報告書

2026年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2026年2月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3に基づく臨時報告書の訂正報告書

2026年5月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3に基づく臨時報告書の訂正報告書

以上